

# 介護職員の処遇改善等に関する懇談会 提出資料

一般社団法人 全国特定施設事業者協議会  
事務局次長 長田 洋

# 1. 実践キャリア・アップについて ~内閣府介護人材WG資料を拝見して~

**業界として、キャリアアップモデルの必要性は認識**

- ・特定施設・有料老人ホーム業界としても、キャリアアップモデルの必要性は認識。
- ・業界全体としても取組みに協力したい。

## 特定協としての取組み

2009 (平成21)年度	「平成21年度厚生労働省介護雇用管理改善推進委託事業」受託 「特定施設における雇用管理モデル・キャリアアップモデル」の作成・ 説明会(2会場102法人140名参加)
2010 (平成22)年度	「雇用管理・キャリアアップモデル詳細説明会」 の開催(4会場149名参加)
2011 (平成23)年度	(小規模事業者向け)「キャリアパス事例研究会」 の開催(3会場101名参加)
2012 (平成24)年度	「キャリアパス事例研究会」の継続

### 【参加者の声】

- 小規模事業者にも導入できるモデルが欲しい。
- 具体的事例(評価基準など)は参考になる。
- 評価が難しい。評価者の育成が必要。



**主たる目的は「人材の流動化を促す」のではなく、「各事業者における評価基準」**

- ・サービスの深化のため、定着率の向上に取り組んでいる中、「人材流動化」を促すことには抵抗感。

基本的な考え

# 1. 実践キャリア・アップについて ～内閣府介護人材WG資料を拝見して～

## 「実践キャリア・アップ」に対する要望

丁寧に、かつ時間をかけて  
広報・普及啓発に  
努めていただきたい。

強制的・一律の導入では  
なく、各事業者の自発的な  
取組みにつなげていただき  
たい。

「キャリア・アップ」が処遇  
改善につながるような  
制度構築をお願いします。

- ・実践キャリア・アップに関する検討状況は公開されているものの、現時点では、業界において浸透していない。
- ・各事業者・従業者が納得し、賛同しなければ、“絵に描いた餅”に終わることから、丁寧に、かつ時間をかけて、広報・普及啓発をお願いします。
- ・各事業者が、趣旨を理解・納得しないまま導入しても、単なる『作業』となり、業務量が増えるだけで、継続されない。
- ・そもそも各事業者が構築すべき人事制度に自然と取り込まれるような仕組みをお願いします。
- ・次期改定では少なくとも介護職員処遇改善加算廃止に見合う基本単位の増額をお願いします。
- ・質の高いサービスに対する介護保険外の費用徴収の規制緩和をお願いします。

## 2. 認定介護福祉士(仮称)について ~検討会中間まとめを拝見して~

### 認定介護福祉士(仮称)に対する要望

医療に関する知識・技術の十分な習得をお願いします。

やる気があれば、働きながらも取得できる仕組みをお願いします。

職場における事例研究を盛り込んではいかがでしょうか。

- ・「医療と介護の連携」という言葉あるが、現場では医療が優先されるケースが多い。適切なケアマネジメントの基に高齢者本人本位の暮らしを実現するため、医師・看護師と調整できるような医療の知識・技術を身につけられるようカリキュラム等を構築していただきたい。
- ・認定介護福祉士を取得しようという職員は、各事業所にとって中核となる人材であり、長期間の不在は難しい。
- ・eラーニングや通信教育などの活用により、集合研修の時間をできる限り短縮していただきたい。
- ・知識だけでなく、実践的な能力が身につけられるよう、職場(事業所)における困難事例などの研究レポートの提出や、グループワークや発表を取り入れてはどうか。
- ・職場を離れずに済み、また、現在の職場における問題解決・サービス向上につながる可能性。

### 3. 介護分野における看護職員の日雇派遣の容認継続について

---

○都市部の介護施設・介護事業所においては、採用をかけても補充できない場合には看護職員の日雇派遣労働者により人員配置基準を満たしたり、急な欠員(傷病、家庭の事情等)を補っている。

※派遣労働者のほうが、直接雇用よりも賃金が高く、体制も安定しないため、各事業者は、やむを得ず派遣労働者を活用している。

○看護職員は、専門性が高く、売り手市場であり、柔軟な雇用形態を求める方が組織に属することなく、勤務形態・勤務時間を選択して就労されている。

(例)夜勤専門で就労する。

シフト等の責任を持たずに看護技術だけ提供する。

○改正労働者派遣法における介護分野における看護職員の日雇派遣の禁止は、今後、高齢化問題が進展する都市部の介護事業において、大きな打撃となることから、日雇派遣の例外業務(政令事項)に盛り込んでいただきたい。

## (参照条文)

---

### 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律

(日雇労働者についての労働者派遣の禁止)

第三十五条の三 派遣元事業主は、その業務を迅速かつ的確に遂行するために専門的な知識、技術又は経験を必要とする業務のうち、労働者派遣により日雇労働者(日々又は三十日以内の期間を定めて雇用する労働者をいう。以下この項において同じ。)を従事させても当該日雇労働者の適正な雇用管理に支障を及ぼすおそれがないと認められる業務として政令で定める業務について労働者派遣をする場合又は雇用の機会の確保が特に困難であると認められる労働者の雇用の継続等を図るために必要であると認められる場合その他の場合で政令で定める場合を除き、その雇用する日雇労働者について労働者派遣を行ってはならない。

2 厚生労働大臣は、前項の政令の制定又は改正の立案をしようとするときは、あらかじめ、労働政策審議会の意見を聴かなければならない。



## (参考) 介護雇用管理改善等計画

○国の介護労働者の人材確保計画においても、労働者派遣事業による労働力需給調整が必要と整理している。

### 介護雇用管理改善等計画(平成12年労働省告示第106号)

第5 その他介護労働者の人材確保や福祉の増進を図るために講じようとする施策の基本となるべき事項

#### 1 介護分野における労働力需給調整機能の整備

質の高い安定的な人材確保が喫緊の対応課題とされる昨今の状況においては、介護分野における適正かつ円滑な労働力の確保を図るため、新たな労働力需給調整機能の整備が求められている。

具体的には、公共職業安定所に設置する「福祉人材コーナー」において、潜在的有資格者への利用促進、求職者に対するきめ細かな職業相談・職業紹介等の就職支援、就職後の職場定着指導、福祉分野の職業訓練等の受講あっせん等の支援を実施するとともに、求人者に対しては、求人充足に向けたコンサルティング、関連助成金制度等の情報提供等の支援を実施する。加えて、介護分野での就業に関するセミナー、社会福祉施設等における見学会等の開催、福祉関係就職面接会等マッチングの促進を図る取組を実施するとともに、福祉人材センター(注)、介護労働安定センター等関係機関からなる福祉人材確保推進協議会の開催による相互の施策の理解促進、情報共有及び連携事項の協議並びに合同就職面接会等の共催等を通じた介護分野の人材確保に取り組む機関相互間の連携の強化を図る。

また、福祉人材センターについては、公共職業安定所との連携を強化しつつ、個々の求職者のニーズに応じた職場開拓やきめの細かい職場紹介、就職後のキャリアに関する相談支援等を適切に行うことができるよう、その機能の充実を図る。

さらに、民間の職業紹介事業者や労働者派遣事業者による効率的かつ効果的な労働力需給調整機能が、それぞれの業態の特徴をいかし、発揮されるようにしていくことが必要である。さらに、高齢者が介護の現場で活躍できるよう、高齢者による互助的組織等による「高齢者による高齢者介護」の取組及びシルバー人材センターによる生活援助サービスを中心とした介護への取組を支援していく。

## (参考) 派遣スタッフの活用理由

○派遣スタッフの活用理由は、「職員の欠員を一時的に補うため」、「正職員・非正職員を募集しても集まらないため」であり、非正職員の活用理由(人件費削減等)と異なる。

問3 派遣スタッフを活用する理由は何ですか。(○はいくつでも) n=343

1	正職員を募集しても集まらないため	56.0%
2	非正職員を募集しても集まらないため	48.4%
3	職員を増やさずに要員を確保するため	10.8%
4	職員の欠員を一時的に補うため	70.3%
5	職員を高度な仕事に集中させるため	0.3%
6	専門的な能力を有する人材を確保するため	5.8%
7	人件費の削減や抑制のため	7.9%
8	職員の募集・採用コストの削減や抑制のため	8.7%
9	教育訓練費の削減や抑制のため	0.6%
10	業務量の一時的ないし季節的な増減に対応するため	10.5%
11	新規事業に必要な即戦力を補うため	1.7%
12	その他(具体的に: )	0.3%
	無回答	0.0%

(6) 非正職員を活用する事業所におうかがいします。非正職員を活用する理由は何ですか。

(○はいくつでも)

n=338

1	正職員を募集しても集まらないため	26.6%
2	正職員を増やさずに要員を確保するため	44.7%
3	正職員の欠員を一時的に補うため	27.8%
4	正職員を高度な仕事に集中させるため	8.9%
5	専門的な能力を有する人材を確保するため	10.4%
6	人件費の削減や抑制のため	53.8%
7	職員の募集・採用コストの削減や抑制のため	8.3%
8	教育訓練費の削減や抑制のため	1.5%
9	業務量の一時的ないし季節的な増減に対応するため	15.7%
10	新規事業に必要な即戦力を補うため	2.1%
	職員の希望(個人・家庭の事情等)	5.9%
	正職員の能力等を満たさないため	1.5%
	その他(具体的に: )	2.4%
	無回答	3.0%

「派遣スタッフ(介護職)の活用に関するアンケート」集計結果 東京大学社会科学研究所 2010年3月

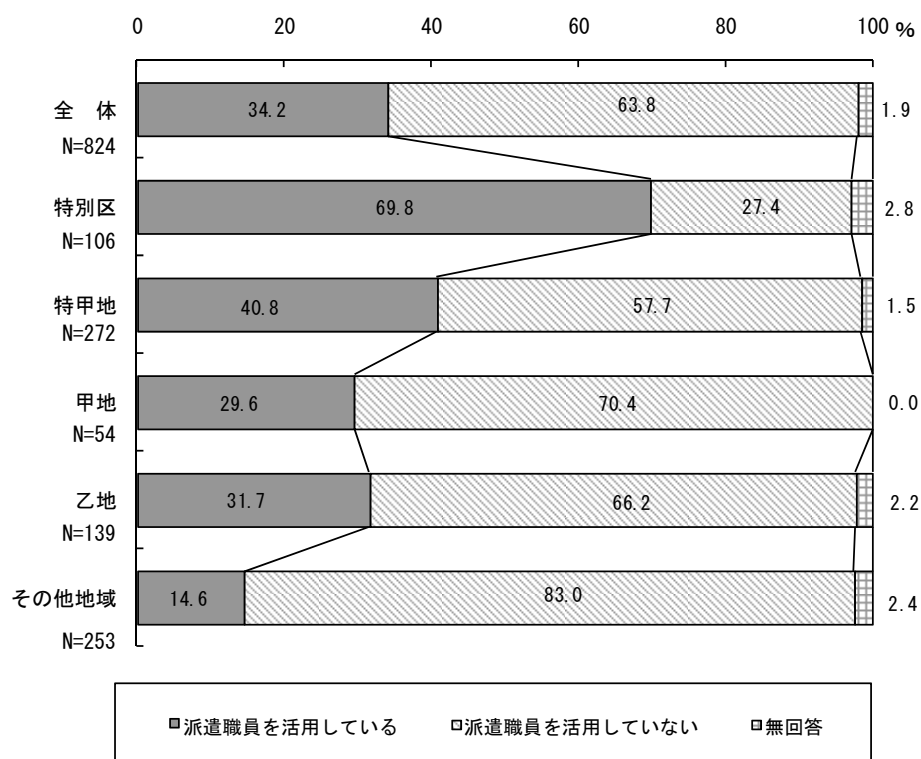


## (参考) 派遣職員の活用状況

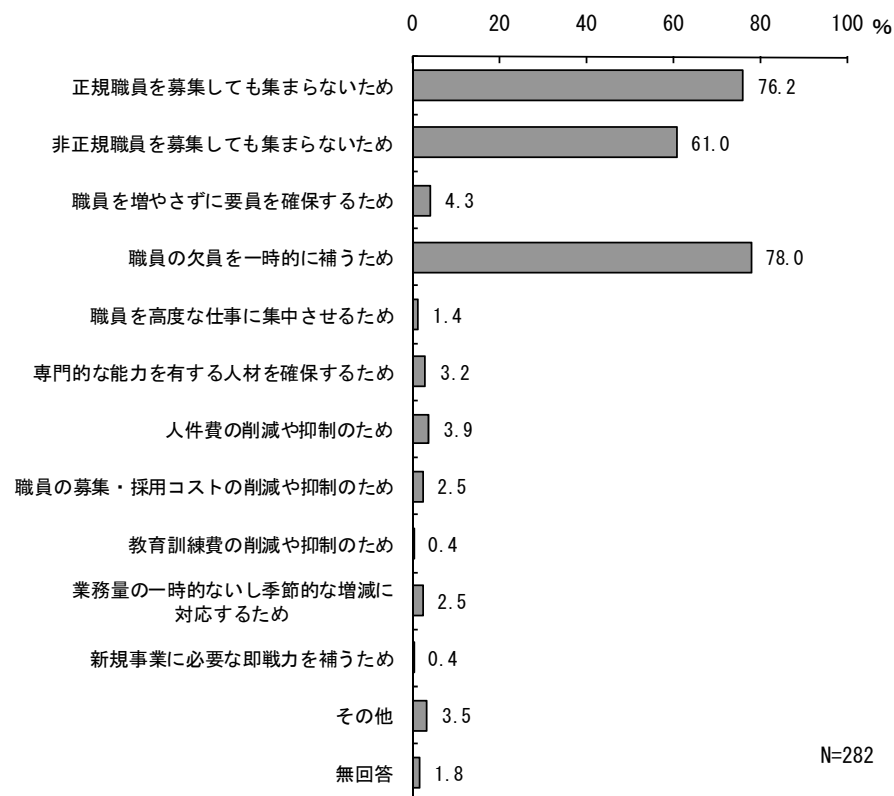
平成22年度介護労働実態調査（財団法人介護労働安定センター）  
⇒別紙をご覧ください。

### 平成22年特定施設経営概況・処遇状況等調査(特定協)（平成22年6月末） 派遣職員(介護・看護)の活用状況

■ 地域区分別派遣職員(介護・看護)の活用状況



■ 派遣職員の活用理由



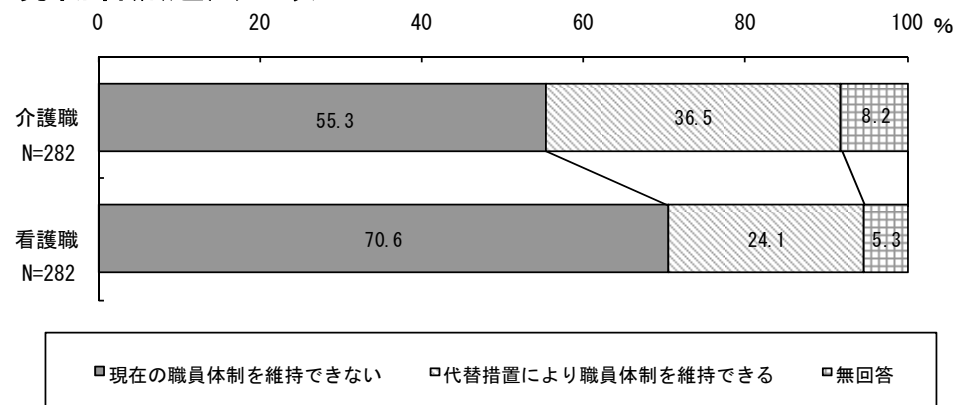
## (参考) 派遣職員の活用状況

### 平成22年特定施設経営概況・処遇状況等調査(特定協) (平成22年6月末) 派遣職員(介護・看護)の活用状況

#### ■ 地域区分別派遣職員の実人数と労働時間数

平均値						
	1施設当たり派遣職員の実人数 (単位:人)		1施設当たり派遣職員の労働時間数 (単位:時間)		1施設当たり及び1人当たり派遣職員の平均労働時間数 (単位:時間/人)	
	介護職	看護職	介護職	看護職	介護職	看護職
全体	2.4	2.8	294.6	154.9	122.3	85.1
特別区	3.2	2.3	385.1	139.8	115.1	77.0
特甲地	2.6	3.7	287.5	155.6	121.8	86.6
甲地	2.3	2.0	317.2	229.2	117.6	117.3
乙地	1.6	2.3	246.6	155.5	146.5	78.2
その他地域	1.8	1.7	201.4	160.4	127.4	106.6

#### ■ 労働者派遣法の改正について



問6 派遣労働者の受入れ

(%)

	回答事業所数	受け入れている	受け入れている職種内訳 (複数回答)								受け入れていない	無回答	派遣受け入れ職種数			
			従事員数	訪問介護員	介護職員	看護職員	事務・介護報酬請求	その他	無回答	1職種			2職種	3職種		
															23,339	90
全	7,345	671	23,339	90	337	245	21	77	29	6,602	72	541	80	21		
	100.0	9.1		13.4	50.2	36.5	3.1	11.5	4.3	89.9	1.0	80.6	11.9	3.1		
法人格別	民間企業	3,698	8.5	313	6,824	(20.1)	(34.5)	(45.7)	(2.9)	(10.9)	(6.1)	90.2	1.3	78.9	11.2	3.8
	社会福祉協議会	460	3.5	*16	*820	*(18.8)	*(37.5)	*(18.8)	*(25.0)	*(18.8)	-	95.9	0.7	*93.8	-	*6.3
	社会福祉法人	1,268	15.7	199	11,499	(2.0)	(72.4)	(32.7)	(1.0)	(10.1)	(2.0)	83.8	0.6	80.9	14.6	2.5
	医療法人	819	8.5	70	2,689	(1.4)	(64.3)	(24.3)	(1.4)	(15.7)	(2.9)	91.1	0.4	87.1	10.0	-
	NPO (特定非営利活動法人)	381	6.6	*25	*338	*(32.0)	*(44.0)	*(20.0)	*(4.0)	*(20.0)	*(4.0)	92.9	0.5	*80.0	*8.0	*8.0
	社団法人・財団法人	167	4.2	*7	*226	*(14.3)	*(42.9)	*(28.6)	-	*(28.6)	-	95.2	0.6	*85.7	*14.3	-
	協同組合 (農協・生協)	162	8.0	*13	*426	*(46.2)	*(30.8)	*(30.8)	*(7.7)	*(7.7)	-	90.7	1.2	*84.6	*7.7	*7.7
	地方自治体 (市区町村、広域連合を含む)	74	4.1	*3	*34	-	*(66.7)	-	*(33.3)	-	-	95.9	-	*100.0	-	-
	その他	167	6.0	*10	*167	*(20.0)	*(80.0)	-	-	*(10.0)	*(10.0)	93.4	0.6	*70.0	*20.0	-
	無回答	149	10.1	*15	*316	*(13.3)	*(40.0)	*(40.0)	*(13.3)	-	*(13.3)	86.6	3.4	*66.7	*20.0	-
市区町村別	政令指定都市、東京23区	1,676	13.5	227	7,928	(13.2)	(45.8)	(47.6)	(1.8)	(7.9)	(4.4)	85.1	1.4	78.4	14.1	3.1
	上記以外の市・区	4,669	8.1	378	13,127	(13.8)	(52.6)	(32.3)	(3.4)	(12.7)	(3.4)	91.1	0.8	82.3	11.4	2.9
	町・村、その他	973	6.6	64	2,206	(10.9)	(53.1)	(21.9)	(6.3)	(17.2)	(9.4)	92.9	0.5	78.1	7.8	4.7
	無回答	*27	*7.4	*2	*78	*(50.0)	-	*(50.0)	-	-	-	*63.0	*29.6	*100.0	-	-
介護事業開始後経過年数別	1年未満	565	5.8	33	406	(27.3)	(42.4)	(18.2)	-	(9.1)	(12.1)	93.6	0.5	81.8	3.0	3.0
	1年以上2年未満	445	9.0	40	982	(17.5)	(47.5)	(47.5)	(5.0)	(12.5)	(7.5)	90.6	0.4	87.5	15.0	10.0
	2年以上3年未満	464	11.9	55	1,302	(23.6)	(34.5)	(32.7)	(7.3)	(7.3)	(3.6)	87.5	0.6	89.1	5.5	1.8
	3年以上4年未満	440	7.3	32	757	(15.6)	(46.9)	(37.5)	-	(15.6)	(3.1)	91.8	0.9	78.1	18.8	-
	4年以上5年未満	628	8.3	52	1,360	(13.5)	(50.0)	(32.7)	(1.9)	(11.5)	(7.7)	90.6	1.1	76.9	13.5	1.9
	5年以上10年未満	2,375	9.3	220	7,023	(10.9)	(52.3)	(39.1)	(2.3)	(10.9)	(3.6)	89.5	1.2	80.5	13.6	2.3
	10年以上	2,038	10.3	209	11,025	(10.5)	(56.0)	(35.9)	(3.8)	(14.4)	(1.9)	89.5	0.2	81.3	12.4	4.3
	無回答	390	7.7	30	484	(10.0)	(40.0)	(40.0)	(3.3)	-	(10.0)	87.4	4.9	86.7	3.3	-
主とする介護サービスの種類別	訪問介護	1,839	5.9	109	2,440	(69.7)	(13.8)	(11.0)	(9.2)	(6.4)	(4.6)	93.6	0.5	85.3	5.5	4.6
	訪問入浴介護	48	50.0	*24	*376	-	*(4.2)	*(95.8)	-	-	*(4.2)	50.0	-	*91.7	*4.2	-
	訪問看護	292	3.8	*11	*133	-	-	*(81.8)	*(27.3)	*(36.4)	-	96.2	-	*54.5	*45.5	-
	訪問リハビリテーション	*4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	*100.0	-	-	-	-
	居宅療養管理指導	*6	*16.7	*1	*5	-	*(100.0)	-	-	-	-	*83.3	-	*100.0	-	-
	通所介護	1,864	9.2	171	2,998	(3.5)	(45.0)	(51.5)	(1.2)	(15.2)	(6.4)	90.6	0.3	76.0	13.5	4.1
	通所リハビリテーション	151	5.3	*8	*123	-	*(75.0)	-	-	*(25.0)	-	94.7	-	*100.0	-	-
	短期入所生活介護	122	18.0	*22	*688	*(4.5)	*(63.6)	*(40.9)	-	*(4.5)	-	82.0	-	*86.4	*13.6	-
	短期入所療養介護	*3	*33.3	*1	*22	-	*(100.0)	-	-	-	-	*66.7	-	*100.0	-	-
	特定施設入居者生活介護	283	19.1	54	2,259	-	(55.6)	(53.7)	(1.9)	(7.4)	(1.9)	70.0	11.0	77.8	20.4	-
	福祉用具貸与	45	4.4	*2	*69	-	-	*(100.0)	-	-	-	95.6	-	*100.0	-	-
	特定福祉用具の販売	*1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	*100.0	-	-	-	-
	夜間対応型訪問介護	*1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	*100.0	-	-	-	-
	認知症対応型通所介護	90	5.6	*5	*53	-	*(60.0)	*(20.0)	-	*(20.0)	-	91.1	3.3	*100.0	-	-
	小規模多機能型居宅介護	176	6.8	*12	*201	-	*(75.0)	*(33.3)	-	*(8.3)	-	92.6	0.6	*91.7	-	*8.3
	認知症対応型共同生活介護	758	7.8	59	1,030	(1.7)	(74.6)	(11.9)	(3.4)	(11.9)	(11.9)	91.4	0.8	79.7	5.1	3.4
	地域密着型特定施設入居者生活介護	*8	-	-	-	-	-	-	-	-	-	*100.0	-	-	-	-
地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護	*10	-	-	-	-	-	-	-	-	-	*100.0	-	-	-	-	
居宅介護支援	545	0.9	*5	*17	*(40.0)	-	-	*(20.0)	*(20.0)	*(20.0)	98.7	0.4	*80.0	-	-	
介護老人福祉施設	554	22.9	127	9,517	(0.8)	(74.0)	(34.6)	-	(11.0)	(0.8)	76.9	0.2	81.1	15.0	3.1	
介護老人保健施設	233	17.6	41	3,021	-	(78.0)	(24.4)	-	(14.6)	-	82.4	-	82.9	17.1	-	
介護療養型医療施設	68	7.4	*5	*230	-	*(60.0)	*(20.0)	-	*(20.0)	-	92.6	-	*100.0	-	-	
サービス提供形態別	訪問系	2,782	5.4	151	2,975	(51.7)	(11.3)	(29.1)	(9.3)	(7.9)	(5.3)	94.2	0.4	83.4	7.9	3.3
	施設系 (入所型)	2,059	15.1	310	16,799	(1.0)	(70.6)	(32.6)	(1.3)	(11.0)	(2.9)	83.1	1.9	81.0	13.9	2.3
	施設系 (通所型)	2,346	8.5	199	3,412	(3.0)	(48.7)	(47.7)	(1.0)	(15.1)	(6.0)	91.1	0.4	77.4	12.6	4.0
	その他	47	4.3	*2	*69	-	-	*(100.0)	-	-	-	95.7	-	*100.0	-	-
	無回答	111	8.1	*9	*84	*(33.3)	*(44.4)	*(33.3)	*(11.1)	*(11.1)	-	80.2	11.7	*88.9	-	*11.1
事業所規模別	4人以下	644	2.0	*13	*31	*(23.1)	*(30.8)	*(38.5)	*(7.7)	*(7.7)	*(15.4)	97.2	0.8	*61.5	*23.1	-
	5人以上9人以下	1,287	5.4	70	446	(25.7)	(34.3)	(41.4)	(5.7)	(11.4)	(4.3)	93.5	1.1	77.1	14.3	4.3
	10人以上19人以下	2,082	8.2	171	2,143	(15.8)	(42.7)	(35.1)	(2.3)	(12.3)	(7.6)	91.2	0.6	83.0	5.8	3.5
	20人以上49人以下	2,062	9.7	201	5,605	(16.4)	(44.8)	(38.8)	(3.0)	(10.9)	(3.5)	88.8	1.5	82.6	10.9	3.0
	50人以上99人以下	839	17.2	144	9,143	(4.9)	(66.0)	(36.1)	(2.8)	(11.1)	(0.7)	82.4	0.5	81.3	14.6	3.5
	100人以上	332	17.8	59	5,927	(1.7)	(76.3)	(30.5)	(3.4)	(11.9)	(1.7)	81.9	0.3	74.6	22.0	1.7
	無回答	99	13.1	*13	*44	*(7.7)	*(46.2)	*(23.1)	-	*(15.4)	*(15.4)	81.8	5.1	*76.9	*7.7	-

(注) ( ) 括弧内の数値は「実施している」を100とした割合。  
 (注) 派遣受け入れ職種数は「受け入れている」を100とした割合。